

退職共済年金と 雇用保険法による 給付との併給調整 について

平成10年4月1日以後に受給権が発生する65歳未満の特例による退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による給付を受ける場合には、年金との調整が行われます。

公務員である組合員の方は、雇用保険法の適用は受けませんが、市（区）町村等を退職して一般企業等に就職し、その就職先が雇用保険法の適用事業所であり、ある一定の期間以上勤務し一般企業等を退職したときに、職業安定所に

求職の申し込みをされずと、雇用保険から失業給付（基本手当）が支給されることになりません。

失業給付（基本手当）を受給した場合には、失業給付が優先され、退職共済年金の職域年金相当部分を除いて、年金が支給停止されることとなります。

このため、退職共済年金の請求をされる際には、雇用保険に加入している方は、雇用保険被保険者番号を請求書に記入願います。

すでに雇用保険の基本手当を受給している方は、「雇用保険法による給付との調整事由該当・不該当届書」を提出してください。

なお、年金受給者となられた後に、雇用保険から失業給付（基本手当）を受給された場合についても、「雇用保険法による給付との調整事由該当・不該当届書」を提出してください。

雇用保険との併給調整については、本人からの届け出によることとなりますので、届け出がない限り、年金の停止、停止解除も行うことができませんので、事由が発生したときには、必ず届書を提出願います。届書の提出が遅れますとさかのぼって年金の停止または、追加支給をすることになります。

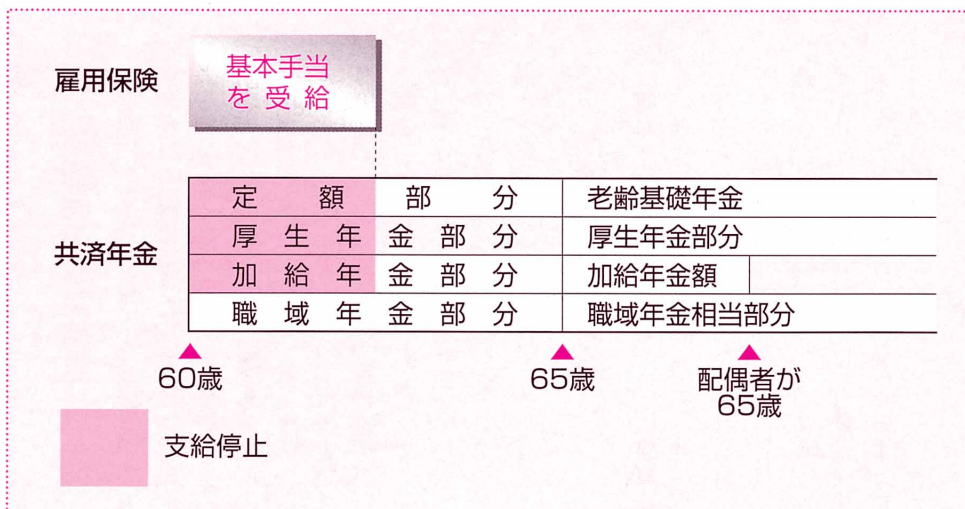
制度の概要は次のとおりとなっています。

◆ 基本手当との併給調整

65歳未満の特例による退職共済年金の受給者が、雇用保険から失業給付（基本手当）を支給される場合には、職域年金相当部分を除き、特例による退職共済年金は支給停止されます。（図表1）

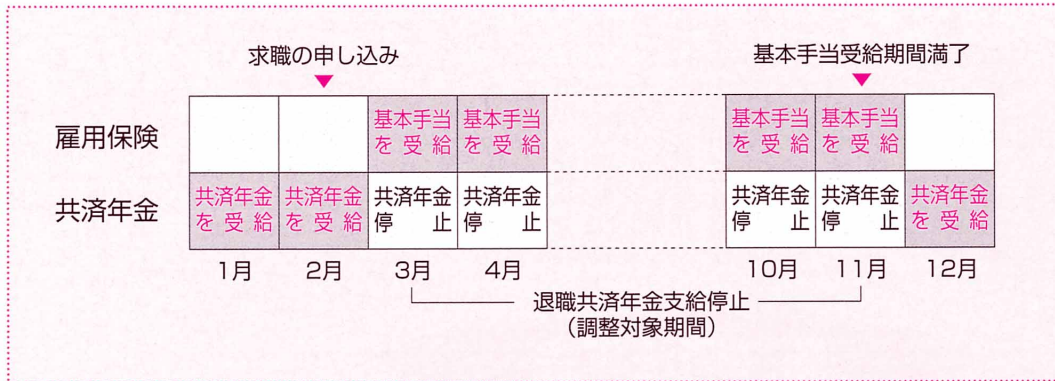
基本手当を受給した場合の退職共済年金

（図表1）



退職共済年金が調整される期間 (図表2)

(図表2)



雇用保険の基本手当の受給期間満了後の停止されていた年金の精算 (図表3)



各月に受けた基本手当を30日にまとめると



年金が支給停止されていた10月にさかのぼり精算すると



(1) 年金受給権者が基本手当の受給資格を有し、公共職業安定所に求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から、その申し込みによる失業給付の基本手当の受給期間が満了した日の属するまでの間、その支給を停止します。ただし、その間に失業給付の基本手当が1日

も支給されない月があった場合は、その月にも支給されません。(図表2)
(2) 失業給付の基本手当の受給期間が満了した時点で、次の計算式により支給停止解除月数を計算します。解除月数が1カ月以上の場合、それに相当する月数分の支給が停止解除

され、さかのぼって退職共済年金を支給することになります。(図表3)
支給停止解除月数 ÷ 年金停止月数 (基本手当の支給対象となった日数 ÷ 30) (端数は1に切り上げ)